

個人情報開示等における文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示方法に関する取扱基準
国立大学法人和歌山大学個人情報開示等における文書又は図画
に記録されている保有個人情報の開示方法に関する取扱基準

制 定 平成18年 3月17日
法人和歌山大学規程第 487号
最終改正 令和 5年 2月21日

この基準は、個人情報の保護に関する法律（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第87条第1項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の保有する保有個人情報のうち、文書又は図画の記録の開示について、必要な事項を定めるものとする。

第1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、3及び4に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- 1 当該文書又は図画（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、2に規定するもの）の閲覧
- 2 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 3 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- 4 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

第2 第1に掲げる実施方法により開示の実施を行うことができない場合には、国立大学法人和歌山大学情報公開取扱要項第6条第2項の別表の実施方法に準じた方法により開示の実施を行う。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1712号）

この改正基準は、平成27年12月25日から施行する。

附 則（令和5年2月21日一部改正：法人和歌山大学規程第2509号）

この改正基準は、令和5年2月21日から適用する。